

福岡県公報

平成19年 9 月 21 日
第 2 7 3 0 号

目 次

告 示 (第1729号—第1749号)

国土調査の成果の認証	(農地計画課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
公共測量の終了	(土木管理課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 4
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課) 4
公共測量の実施	(土木管理課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 7

道路の区域の変更	(道路維持課) 7
道路の供用の開始	(道路維持課) 7
公 告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 8
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)10
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (教育庁スポーツ健康課)	12
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)12
監 査 委 員		
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)12
正 誤		
保安林の皆伐面積の限度の公表 (平成19年 9 月福岡県告示第1640号)		
) 中正誤	16

告 示

福岡県告示第1729号
 国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 9 月 21 日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
嘉麻市	平成16年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	牛隈の一部	平成19年 9 月 4 日

福岡県告示第1730号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 9 月 21 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（第4工区）
糟屋郡新宮町杜の宮2丁目840 - 407、840 - 408、840 - 409及び840 - 410

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区外神田4丁目14番1号
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 三ツ村 正規

福岡県告示第1731号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区西鳴水一丁目外	平成19年8月31日

福岡県告示第1732号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字五郎丸字谷41番3、42番4、42番5、45番5、45番37、45番45、45番65、45番70、45番71、45番79、45番84、45番88及び45番89並びに大字松木字カクチガ浦459番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区薬院4丁目3番5号
有限会社アソシア 取締役 深井 閏

福岡県告示第1733号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市二日市北二丁目264番1及び264番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区赤坂1丁目15番33号
株式会社福岡地行 代表取締役 藤木 久臣

福岡県告示第1734号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市吉留字東中ノ尾1746番4、1746番13及び1746番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市天久2丁目20番25号
大和 一彦

福岡県告示第1735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
久介659	医療法人壽光会蒲池医院	久留米市北野町今山129 - 2	19・6・1	居管・予居管
粕介歯16	セントラル歯科	糟屋郡志免町志免中央2丁目4 - 6	19・4・1	居管・予居管
粕介薬122	株式会社古賀薬局新宮店	糟屋郡新宮町下府5丁目14 - 1	19・8・1	居管・予居管
京居93	グループホームおひさまの家	京都郡苅田町大字稲光1130 - 1	19・9・1	認共
久支76	ひまわり「快護」ステーション	久留米市三潁町高三潁906 - 6	19・5・1	居支
久居280	マスタープラン	久留米市御井町453 - 4	19・9・1	訪介・予訪介
直居76	デイサービスまごころ	直方市大字上頓野4760 - 1	19・7・1	通介・予通介
直支31	ケアプランセンター豊州	直方市大字下境3978 - 207	19・8・1	居支
直居77	訪問介護豊州	直方市大字下境3978 - 207	19・8・1	訪介・予訪介
田居138	ヘルパーステーション青い鳥	田川市大字川宮455	19・9・1	訪介・予訪介
田居137	デイサービスさくらの家	田川市大字弓削田3816 - 1	19・9・1	通介・予通介
嘉麻居73	ケアモールにぎわい荘	嘉麻市飯田500 - 2	19・7・1	通介・予通介
嘉麻支21	ケアプランセンターあずま	嘉麻市山野2005 - 23	19・8・1	居支
筑支14	居宅介護支援事業所ゆめいち	筑後市大字上北島1171	19・8・1	居支
筑居31	訪問介護事業所ゆめいち	筑後市大字上北島1171	19・8・1	訪介・予訪介
行支29	すざくケアマネジメント	行橋市大字大野井899 - 3	19・9・1	居支

大野居34	あおぞらデイサービスセンター	大野城市筒井4丁目13 - 21	19・8・1	通介・予通介
福津居29	かいごや	福津市花見が丘1丁目8 - 37	19・9・1	訪介・予訪介
遠居95	かわせみ日暮し館	遠賀郡岡垣町大字山田944	19・8・1	通介・予通介
嘉居151	訪問介護Y O U	嘉穂郡桂川町大字土居1188 - 63	19・8・1	訪介・予訪介
田川居220	デイサービスセンターかわら	田川郡香春町大字柿下1302 - 1	19・9・1	通介・予通介
田川居221	ヘルパーステーションかわら	田川郡香春町大字柿下1302 - 1	19・9・1	訪介・予訪介
田川支72	ケアプランセンターかわら	田川郡香春町大字柿下1302 - 1	19・9・1	居支
田川居218	デイサービス夏吉の里	田川郡福智町伊方前村3690 - 1	19・8・1	通介・予通介
田川居219	有限会社えがお	田川郡川崎町大字池尻1498 - 1	19・8・1	訪介・予訪介
大居154	リビングアエル	大牟田市正山町127 - 1	19・8・1	小居・予小居
直居78	小規模多機能ホーム彩	直方市新町1丁目3 - 28	19・8・1	小居・予小居
宮介14	医療法人相生会宮田病院	宮若市本城1636	19・9・1	訪リ・通り・居管・短療・療養・予訪リ・予通り・予居管・予短療
久居19	デイサービスセンター光寿苑	久留米市宮ノ陣町大杜467番地の1	19・6・19	通介・予通介
久居20	特別養護老人ホーム光寿苑	久留米市宮ノ陣町大杜467 - 1	19・6・19	短生・老福・予短生
像居12	デイサービスななみ	福津市在自柳ヶ宿1481 - 6	18・4・1	通介・予通介
田川居107	グループホームふくち	田川郡福智町弁城4193 - 28	18・4・1	認共・予認共

福岡県告示第1736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
像居12	宅老所 ななみ	デイサービスななみ	福津市在自柳ヶ宿1481-6	18・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久介訪8	訪問看護ステーションつづじ	久留米市日吉町115	久留米市通町103-15	19・7・20
久支19	株式会社クローバーサポート	久留米市東和町1-9成官ビル4階	久留米市東櫛原町666-1	19・4・1
久支17	くすケアプランサービス	久留米市日吉町115番地	久留米市通町103-15	19・7・20
久居269	安心24くすのき	久留米市原古賀町29-8宮川ビル2F	久留米市日吉町115	19・6・1

福岡県告示第1737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野居20	ぶあんケアサポート	大野城市筒井3丁目2-30 レディースコーポK101号室	19・3・31
粕居29	株式会社コムスン糟屋広域訪問入浴センター	糟屋郡須恵町大字須恵800-1アルバスエ202号	19・7・31
宮居34	福祉用具のことぶき	宮若市磯光1596-14	19・7・31
宮支12	ことぶきケアプランセンター	宮若市磯光1596-14	19・7・31

福岡県告示第1738号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成19年9月10日から 平成19年10月13日まで

福岡県告示第1739号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年12月26日福岡県告示第2134号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1740号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年1月12日農林水産省告示第31号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1741号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年2月19日農林水産省告示第280号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1742号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年7月10日農林水産省告示第1039号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1743号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月14日福岡県告示第1500号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1744号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年1月12日農林水産省告示第25号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1745号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年6月10日福岡県告示第1007号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1746号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年11月2日福岡県告示第1846号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年2月23日農林水産省告示第252号（2及び4に係るものに限る）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 筑紫野線	前	久留米市北野町中31番先から 同市北野町中882番4先まで	9.0 ～ 22.4	750.0
			後	同上	8.6 ～ 23.0	789.0
朝倉	県道	朝倉 小石原線	前	朝倉市須川366番2先から 同市須川260番6先まで	7.5 ～ 12.0	440.0
			後	同上	7.5 ～ 12.0	440.0

福岡県告示第1749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年9月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 筑紫野線	久留米市北野町中31番先から 同市北野町中882番4先まで
久留米	久留米 小郡線	小郡市大字福童686番1先から 同市大字福童3389番1先まで
朝倉	386号	朝倉市杷木志波428番3先から 同市杷木志波429番1先まで

朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市須川366番2先から 同市須川387番先まで
----	------------	------------------------------

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

放置車両確認標章 1,400巻

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年1月25日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部駐車対策課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年10月4日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
-------	-------	-------	-----

03	02	活版印刷	AA、A、B
----	----	------	--------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 - (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
 - (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当該職員の立会いの下に検査に応じられること。
 - (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- 福岡県警察本部総務部会計課
- 〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
- 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234、2237
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等

平成19年9月21日（金）から平成19年10月4日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
 - (2) 場所

4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年10月4日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成19年10月5日(金)午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

帯革一式（男性用）	213組
帯革一式（女性用）	20組
帯革（本体のみ）	200本
手錠入れ	150個
けん銃入れ（SAKURA用） 型	233個

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年11月9日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年10月9日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	AA、A、B
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	AA、A、B
12	06	雑類（その他）	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年9月21日（金）から平成19年10月9日（火）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部3階総務部装備課

(2) 日時

平成19年10月2日(火)午後1時30分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年10月9日(火)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年10月10日(水)午後1時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「学校給食の開設及び廃止等の届出に関する規則（昭和46年福岡県教育委員会規則第6号）」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課に備え置きます。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行規則の一部を改正する等の省令」の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成19年9月19日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成19年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の福岡県建築基準法施行細則一部改正における第14条の2の削除及び第19条の改正については建築基準法等の改正に伴い当然に必要とされる規定の整備であるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当する。

以上の理由から、今改正では意見公募手続を実施しないこととした。

2 公布日

平成19年8月22日

監査委員

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を農政部、水産林務部出先機関の福岡農林事務所等38か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年9月21日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

農政部及び水産林務部出先機関38機関に係る定期監査は、平成18年度を監査対象期間とし、平成19年5月9日から平成19年6月15日までの実日数21日間で、次のとおり実施した。

なお、廃止された北九州家畜保健衛生所及び筑豊家畜保健衛生所については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施期間
福岡農林事務所		平成18年度	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで
福岡地域農業改良普及センター			
北筑前地域農業改良普及センター		"	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで
朝倉農林事務所			
朝倉地域農業改良普及センター			
久留米地域農業改良普及センター		"	平成19年6月13日から 平成19年6月15日まで
八幡農林事務所			
北九州地域農業改良普及センター		"	平成19年5月9日から 平成19年5月11日まで
飯塚農林事務所			
飯塚地域農業改良普及センター			
田川地域農業改良普及センター		"	平成19年5月30日から 平成19年6月1日まで
筑後農林事務所			
南筑後地域農業改良普及センター		"	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで
八女地域農業改良普及センター			
病害虫防除所筑後支所		"	平成19年5月9日から 平成19年5月11日まで
行橋農林事務所			
京築地域農業改良普及センター		"	平成19年5月15日
築上地域農業改良普及センター			
病害虫防除所行橋支所		"	平成19年5月22日
農業総合試験場			
病害虫防除所		"	平成19年5月22日
農業総合試験場豊前分場			
農業総合試験場筑後分場		"	平成19年5月22日
農業総合試験場八女分場			

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
農業総合試験場果樹苗木分場	平成18年度	平成19年5月15日
農業大 学 校	〃	平成19年5月15日
中央家畜保健衛生所	〃	平成19年5月22日
北部家畜保健衛生所		
北九州家畜保健衛生所	〃	平成19年6月5日
筑豊家畜保健衛生所		
両筑家畜保健衛生所	〃	平成19年6月12日
筑後家畜保健衛生所	〃	平成19年5月22日
筑後川水系農地開発事務所	〃	平成19年6月13日から 平成19年6月15日まで
森林林業技術センター	〃	平成19年5月15日
水産海洋技術センター	〃	平成19年6月11日
水産海洋技術センター有明海研究所	〃	平成19年6月12日
水産海洋技術センター豊前海研究所	〃	平成19年6月5日
水産海洋技術センター内水面研究所	〃	平成19年5月29日

2 監査の主眼

今回の監査は、福岡農林事務所等38か所の農政部及び水産林務部の出先機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財産に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかを意を用いて実施し、特に、県営工事及び補助事業の執行状況並びに旅費及びその他の需用費の支出事務に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

農林水産手数料、生産物売払収入、物品売払収入、農林水産業受託事業収入、県営林造成事業特別会計の弁償金等の調定及び収入状況

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び庄居手当を除く。）の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 県営工事
県営工事の執行状況
- (8) 補助事業
補助事業の執行状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・9・3	2723	告示	1640	3			15	訂正	平成19年9月3日	平成19年6月1日